

奈良市公報

号外第7号 令和4年7月規則等

令和5年9月5日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|------|----|-------------------------|----------|
| 7 26 | 42 | 押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則 | 法務ガバナンス課 |
| 7 26 | 43 | 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則 | 国保年金課 |
| 7 26 | 44 | 奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 | 保健衛生課 |

告 示

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|------|-----|---|----------|
| 7 5 | 393 | 奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示 | 長寿福祉課 |
| 7 5 | 394 | 奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示 | 保育所・幼稚園課 |
| 7 5 | 395 | 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱の一部を改正する告示 | 保育所・幼稚園課 |
| 7 5 | 396 | 奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱の一部を改正する告示 | 保育所・幼稚園課 |
| 7 13 | 410 | 奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示 | 法務ガバナンス課 |
| 7 26 | 426 | 押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示 | 法務ガバナンス課 |

教 育 委 員 会

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|------|----|-----------------------------|-------|
| 7 28 | 7 | 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 保健給食課 |

正 誤 表

正誤表

規 則

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市社会福祉法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 奈良市社会福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第49号)別記第1号様式から第7号様式まで
- (2) 奈良市生活保護法施行細則(平成13年奈良市規則第7号)別記第1号様式から第6号様式まで、第8号様式、第14号様式、第19号様式、第20号様式、第22号様式、第23号様式及び第25号様式の2から第25号様式の5まで
- (3) 奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則(平成20年奈良市規則第66号)別記第1号様式から第3号様式まで
- (4) 奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)別記第15号様式から第17号様式まで
- (5) 奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)別記第16号様式から第18号様式まで、第20号様式、第35号様式、第36号様式の2、第37号様式、第39号様式から第39号様式の3まで及び第39号様式の5から第42号様式まで

(奈良市公有財産規則の一部改正)

第2条 奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中「印」及び「㊟」を削る。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第31号様式中「(還付金請求権者)」を「(還付金請求権者) (署名又は記名押印)」に改める。

(奈良市老人福祉法施行細則の一部改正)

第4条 奈良市老人福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「㊟」を削る。

別記第13号様式中「印」を削る。

別記第14号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和4年7月26日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

(令和4年7月26日揭示済)

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第44号

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

奈良市狂犬病予防法施行細則(平成14年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(マイクロチップの除去の届出)

第7条 省令第16条の3の規定による届出をしようとする者は、マイクロチップの除去届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(犬の鑑札の提出)

第8条 省令第16条の4の規定による鑑札の提出をしようとする者は、犬の鑑札提出届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

別記第7号様式を別記第9号様式とし、別記第6号様式を別記第8号様式とし、別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式(第7条関係)

マイクロチップの除去届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所

(犬の所有者) (ふりがな)

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり犬のマイクロチップを除去したので、狂犬病予防法施行規則第16条の3の規定により届け出ます。

| | |
|----------------|--|
| 除去したマイクロチップ番号 | |
| マイクロチップを除去した事由 | |

※ 申請者は、以下の欄には記入しないでください。

| | |
|---------------|--------|
| 交付した鑑札の年度及び番号 | 年度 第 号 |
|---------------|--------|

第7号様式（第8条関係）

犬の鑑札提出届

年 月 日

（宛先）奈良市長

提出者 住 所

（犬の所有者） （ふりがな）
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

次のとおり犬のマイクロチップが動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定による鑑札とみなされたので、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により鑑札を提出します。

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 提出する鑑札の 登録年度及び登録番号 | 年度 第 号 交付を受けた市町村名： |
| マイクロチップ番号 | |

鑑 札

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 7 月 26 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 393 号

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和 2 年奈良市告示第 615 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項又は第 2 項」に、「市区町村」を「市町村」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)の規定中「市区町村」を「市町村」に改め、同号ア(エ)中「市区町村長」を「市町村長」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めた場合にあつては、市長は、当該本市以外の市町村長と協議の上、審判請求対象者とするか否かを決定するものとする。

第 7 条中「手続費用（以下「申立て費用」を「費用（次条において「申立費用」に改める。

第 8 条の見出しを「(申立費用の求償)」に改め、同条第 1 項中「申立て費用」を「申立費用」に改め、同条第 2 項中「申立て費用」を「申立費用の全部又は一部」に、「当該費用」を「当該申立費用の全部又は一部」に改め、同条第 3 項第 3 号中「申立て費用」を「申立費用」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号ア中「(昭和 42 年法律第 81 号)」を削り、同号アただし書中「本市内の別表に掲げる施設への入所等に伴い、本市に転入した者のうち次に掲げるもの」を「生活保護法第 19 条第 3 項の規定による保護の実施機関が本市以外の市町村長となっている者及び他の市町村において報酬助成を受けた者」に改め、同号ア中(ア)から(エ)までを削り、同号イ中「行うべき者」の次に「で、他の市町村において報酬助成を受けていないもの」を加える。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第10条関係)

成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、報酬助成決定(不決定)の審査に当たり、本人及び世帯員の収入の状況等を関係機関に対し、調査、閲覧及び利用されることに同意します。

| | | | | |
|--------------------|---|---|--|---|
| 申請日 | 年 月 日 | | | |
| (成年被後見人等) 本人 | ふりがな氏名 | | 後見等の類型 | 後見・保佐・補助 |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | () |
| | 住 所 | 〒 - | | |
| | 施設入所等の場合の住所・施設名 | 〒 - | | |
| (成年後見人等) 代理人 | ふりがな氏名 | | 電話番号 | () |
| | 住 所 | 〒 - | | |
| | 職業・本人との関係 | 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士)その他() <input type="checkbox"/> 成年被後見人等と4親等内の親族又は配偶者ではない | | |
| 申請資格 (該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者(受給開始日: 年 月 日~) <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付の受給者 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯かつ預貯金等の状況から報酬を負担することが困難である者 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 他の市町村で報酬助成を受けていない者 | | | |
| 申請額 | 円 | これ以前の 本制度利用 申請の有無 | <input type="checkbox"/> 有(年 月 日付 決定・不決定) <input type="checkbox"/> 無 | |
| 報酬付与 対象期間 | <input type="checkbox"/> 就任日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 | | から | <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 終了の日 |

- (注) 1 成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。
 2 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことをいう。
 3 要綱第10条第2項に規定する成年被後見人等が死亡した場合は、「成年後見人等」とあるのは「成年後見人等又は後見監督人等」と、「代理人」とあるのは「申請者」と、「職業・申請者との関係」とあるのは「職業・成年被後見人等との関係」と読み替えるものとする。

- 【添付書類チェックリスト】※各種公的書類は3箇月以内に取得したもの
 報酬付与審判書謄本の写し 報酬付与審判申立書及び添付書類一式の写し
 預金通帳等の写し〔報酬付与対象期間から申請日までの期間における出入金履歴の記載があるものに限る。〕
 登記事項証明書(写し可)
 (生活保護受給者の場合)生活保護受給証明書
 (中国残留邦人等支援給付受給者の場合)本人確認証の写し
 (生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の場合)預金証書、有価証券等の写し
 その他奈良市が報酬助成の審査に必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条第 2 項及び第 8 条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた審判の請求について適用し、施行日前に行われた審判の請求については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第 9 条の規定は、施行日以後に行われた報酬助成の申請について適用し、施行日前に行われた報酬助成の申請については、なお従前の例による。

(令和 4 年 7 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 394 号

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱（平成 27 年奈良市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年奈良市条例第 35 号）」を「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年奈良市条例第 6 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

(令和 4 年 7 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 395 号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱（平成 31 年奈良市告示第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 31 年奈良市条例第 14 号」を「令和 4 年奈良市条例第 7 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

(令和 4 年 7 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 396 号

奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱の一部を改正する告示

奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 27 年奈良市告示第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 26 年奈良市条例第 36 号」を「令和 4 年奈良市条例第 8 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

(令和 4 年 7 月 5 日揭示済)

奈良市告示第410号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年奈良市告示第200号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第39条」を「、第39条、第42条及び第43条」に、「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項」に改める。

第4条第3項第2号中「原則として毎年度1回、」を削る。

附則

この告示は、令和4年7月13日から施行する。

（令和4年7月13日掲示済）

奈良市告示第426号

押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示

（奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部改正）

第1条 奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「印」を削る。

（奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部改正）

第2条 奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（平成29年奈良市告示第63号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第6号様式までの規定中「印」を削る。

（奈良市移動支援事業実施要綱及び奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部改正）

第3条 次に掲げる告示の規定中「利用者確認印」を「利用者確認欄」に、「サービス提供者の印」を「サービス提供者確認欄」に改める。

(1) 奈良市移動支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第194号）別記第7号様式

(2) 奈良市日中一時支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第195号）別記第7号様式

（奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正）

第4条 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱（平成26年奈良市告示第196号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「サービス提供者等の印」を「サービス提供者等確認欄」に、「利用者確認印」を「利用者確認欄」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年7月26日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和4年7月26日掲示済）

教 育 委 員 会

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年7月28日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食センター条例施行規則（平成17年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「都祁小学校」を「都祁小学校 田原小学校 柳生小学校 興東小学校」に、「都祁中学校」を「都祁中学校 田原中学校 興東館柳生中学校」に改める。

第3条第4号中「対象校」を「対象学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年7月28日揭示済)

正 誤 表

令和3年12月20日付け奈良市公報号外第11号

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|----|--------|----------|
| 24 | 右 | 36 | 同年4月1日 | 令和2年4月1日 |